

令和4年8月3日からの大雨による災害に伴う被害を受けた方々への支援について

(2022年8月10日更新)

令和4年8月3日からの大雨により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

【山形県】

米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町
西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町

【新潟県】

村上市、胎内市、岩船郡関川村

【石川県】

金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町

【福井県】

南条郡南越前町

【青森県】

弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、西津軽郡深浦町、
中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、
北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

[令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について（内閣府ホームページ）](#)

2022年8月10日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上